最終更新日:2015年12月9日

株式会社滝澤鉄工所
代表取締役社長 原田一八
問合せ先:086-293-6111
証券コード:6121

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、工作機械の製造・販売を通じ社会・環境におけるサステナビリティの実現に寄与し、世界中の人々の生活がより豊かになることを目的とし、永続的な成長と安定的な収益の実現を目指すため、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組む。

(1)当社は、株主に対する実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保とその権利行使に資するため、速やかな情報開示と環境整備に取り組む。
(2)当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの協働は不可欠との認識し、ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努める。
(3)当社は、適切な情報開示を行うことが経営の透明性、公正性を確保し、コーポレートガバナンスを実現するとの観点から、法令に基づく開示だけでなくステークホルダーにとって必要と判断される情報(非財務情報を含む)について、積極的に開示する。
(4)当社は、経営の意思決定・監督体制と業務執行体制を分離し、効率的な経営・執行体制とし、社外取締役を選任することにより、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築する。
(5)当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主と積極的に対話し、その意見や要望を適切に経営に反映させる。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】
当社の独立社外取締役は1名ですが、独立社外取締役独自の視点から意見を述べており、その役割・責務を十分に果たしていることから、現時点での社外取締役の増員は必要ないと考えています。
但し、今後の社会情勢や経営環境の変化により、独立社外取締役の増員を検討します。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】
当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬について、独立社外取締役及び社外監査役の合計4名の独立役員が出席する取締役会の審議により決定するとの考えから、任意の委員会は設けていません。

補充原則4-10-1
当社は、独立社外取締役及び社外監査役の合計4名が専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに必要に応じて助言を行っており、独立性・客観性を確保しています。
今後、社外取締役が増員された場合には指名・報酬などの任意の諮問委員会の設置などを検討します。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
補充原則4-11-3
取締役会については、取締役会規則に基づき適時適切に開催されており、事前に資料配付することにより十分な検討ができる体制としています。また、今後、取締役の自己評価等を参考に取締役会全体の実効性について、分析・評価を行い、その概要について開示することを検討します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】
当社は、取引先との安定的、長期的な取引関係の構築、業務提携などの事業戦略の円滑化及び強化等の観点から中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に当該取引先等の株式を取得し保有します。
また、議決権の行使においては、当社の企業価値の向上につながるか、または株主価値が毀損されないかを判断基準としています。

【原則1-7 関連当事者間の取引】
当社は、関連当事者との取引については、社外取締役、社外監査役の出席する取締役会において審議し、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外して決議しています。また、役員に対して事業年度ごとに関連当事者間の取引の有無について、役員の二親等以内も含め調査し管理しています。

【原則3-1 情報開示の充実】
(1)当社は、経営理念、経営戦略、経営計画を有価証券報告書(http://www.takisawa.co.jp/IR/library02.html)や株主通信にて開示しています。
(2)当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、上記1. 基本的な考え方をご覧ください。コーポレートガバナンス基本方針については、当社ホームページをご覧ください。(http://www.takisawa.co.jp/tk-page/governance.html)
(3)当社の取締役報酬は、月額報酬と賞与で構成されていますが、役員報酬規程に基づき、会社業績、職責を勘案し、取締役会において決定しています。また、経営陣幹部である執行役員の報酬についても月額報酬と賞与で構成され、従業員執行役員報酬規程に基づき会社業績、職責を勘案し、社長が決定しています。
(4)当社は、経営陣幹部の選任や取締役・監査役の指名について、当該職に相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を候補者とし取締役会において決定しています。
(5)社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由については株主総会招集通知に開示しています。各取締役・監査役候補者の選任理由は次のとおりです。
原田一八
原田一八は、技術部門、管理部門、製造部門等の知識や業務経験並びに当社社長としての経営経験を有しております。また、社内の各種会議等においてグループを統括する立場からの積極的な意見、提言を行っております。当社は引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としました。
近藤安正
近藤安正は、営業部門等の知識や業務経験並びに当社社長、海外子会社社長としての経営経験を有しております。また、グループの営業戦略の観点から積極的な意見、提言等を行っております。当社は、引き続き同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としました。
田口巧
田口巧は、営業部門、サービス部門等の知識や業務経験並びに営業部門の長としての経営経験を有しております。また、社内の各種会議等において、営業的な観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としました。
松原潤治
松原潤治は、技術部門、製造部門等の知識や業務経験並びに当社の製造部門の長としての経営経験を有しております。また、社内の各種会議等において、製造的な観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としました。
梶谷和啓
梶谷和啓は、技術部門等の知識や業務経験並びに当社の技術部門の長としての経営経験を有しております。また、社内の各種会議等において、技術的な観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補

者としました。
林田憲明
林田憲明は、管理部門等の知識や業務経験並びに当社の管理部門の長としての経験を有しております。また、社内の各種会議において、総務、財務的な観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としました。
和田英明
和田英明は、営業部門等の知識や業務経験並びに海外子会社社長としての経営経験を有しております。また、社内の各種会議において、営業的な観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としました。
戴雲錦
戴雲錦は、海外子会社社長として、経営経験を有しております。また、グループの経営戦略の観点から積極的に意見、提言等を行っております。当社は、引き続き同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としました。
十川智基
十川智基は、公認会計士、税理士としての豊富な経験と専門的な知識に基づき、取締役会等で財務的な観点から積極的な意見、提言等を頂いております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主との利益相反が生じる恐れはなく、引き続き当社の経営の監督に活かしていただくため、社外取締役候補者としました。
國定敏範
國定敏範は、営業部門の業務経験など当社の業務の幅広い知識や経験があります。これらの経験を当社の監査に反映したいため監査役候補者としました。
小野慎一
小野慎一は、公認会計士・税理士として豊富な経験と専門的な知識を監査体制の強化に活かしていただきたいため、社外監査役候補者としました。
小西理文
小西理文は、ビジネス経験及び監査役としての豊富な経験を監査体制の強化に活かしていただきたいため、社外監査役候補者としました。
小林正啓
小林正啓は、弁護士として豊富な経験と専門的な知識を監査体制の強化に活かしていただきたいため、社外監査役候補者としました。

【原則4-1　取締役の役割・責務(1)】
補充原則4-1-1
当社は、取締役会規則、職務権限規程により、重要性に応じて決裁、審議等に関する権限を明確にしています。取締役会は、法令、定款及び取締役会規則で定められた重要事項を決定し、取締役会の決議事項以外の業務の執行及び決定については、業務執行責任者及び部門長に権限委譲を行い、職務権限、職務分掌等について社内規程により明確にし、組織変更等に応じて常に見直しがされる体制としています。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及びその資質】
当社は、独立社外取締役の独立性基準を策定し、有価証券報告書(http://www.takisawa.co.jp/IR/library02.html)にて開示しています。

【原則4-11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
補充原則4-11-1
当社は、定款において取締役は11名以内、監査役は5名以内としており、知識・経験・能力のバランスなど多様性を考慮して選定しています。取締役の選任に関しては、当社の経営理念、経営戦略をもとに、経験、見識、専門性などを総合的に評価し、判断しています。また、社外取締役については、会社法上の要件に加え、一般株主との利益相反の恐れが生じないと判断される基準に基づき選任を行っています。

補充原則4-11-2
社外取締役、社外監査役をはじめ、取締役、監査役の兼任状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書(http://www.takisawa.co.jp/IR/library02.html)にて開示しています。

【原則4-14　取締役・監査役のトレーニング】
補充原則4-14-2
当社では、取締役・監査役就任者向けに、必要な知識習得と役割と責任の理解の機会として、特にコンプライアンス遵守を重視した研修を実施しています。
また、社外取締役・社外監査役に当社グループの経営理念、経営方針、事業活動および組織等に関する理解を深めることを目的に、随時、これらに関する情報提供を行っています。また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役が、その役割および責務を果たすために必要とする事業・財務・組織等に関する知識を取得するために必要な機会の提供を行うとともに、法改正や経営課題に対する研修を継続的に実施し、その費用については会社規程に基づき会社負担としています。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、管理部門担当取締役をIR担当役員とし、社長及びIR担当役員は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主や投資家との対話に積極的に対応しています。
(1)IR担当役員が、IRに従事する管理部門を管掌し、株主や投資家との対話を積極的に進めています。
(2)経営企画課、総務課、財務課等のIR活動に従事する部署は、連携を図り、株主との建設的な対話が実現するよう努めています。
(3)既存及び潜在的個人株主宛にアンケート等を適宜実施するとともに、機関投資家・アナリストによるIR取材への対応を実施しています。また、株主を対象とした工場見学会を実施しています。
(4)IR活動及びそのフィードバックは取締役会等において適宜報告し、情報の共有を図っています。
(5)株主等との面談では、既に開示した事実および中長期的な企業価値の向上に関するテーマを軸に対話しており、インサイダー情報管理に十分留意しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ファナック株式会社	3,000,000	4.56
株式会社中国銀行	2,896,500	4.40
滝澤鉄工所取引先持株会	2,862,000	4.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,528,000	2.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,488,000	2.26
三井住友信託銀行株式会社	800,000	1.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	731,000	1.11
中銀リース株式会社	700,000	1.06
滝澤投資会	696,435	1.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	680,000	1.03

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

---

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
十川智基	公認会計士								△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
十川智基	○	十川智基氏は過去に当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に非業務執行社員として勤務しておりました。また、同氏は当社が顧問契約しております朝日税理士法人代表社員であり、当社は同税理士法人に年間顧問報酬243万円(平成27年3月期)を支払っております。	同氏は、公認会計士としての豊富な監査経験と財務および会計に関する専門的な見識を有していること、および社内経営陣と独立した関係にあることから、社外取締役として選任しています。当社としては同氏が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していること、かつ、取引等の規模に照らして、株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断し独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人および内部監査室の三者間で、年一回以上当社の監査について意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している

社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小野慎一	公認会計士													
小西理文	他の会社の出身者													
小林正啓	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小野慎一	○	―――	公認会計士としての知識をもって中立的立場から監査に当たっていただくため選任しております。 なお、同氏は証券取引所が定める独立役員・社外役員の独立性に関する事項を充たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員として指定しております。
小西理文		―――	これまで培ってきたビジネスの経験及び監査役としての経験を当社監査体制の強化に活かしていただくため選任しております。
小林正啓		―――	弁護士として培われた専門的な知識・経験等を当社監査体制の強化に活かしていただくため選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

役員報酬について、業績連動型報酬制度やストックオプション制度の導入はしておりませんが、役員賞与について、業績を勘案して実施しており
ます。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、事業報告に取締役の報酬総額（年額）を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会に出席しており、取締役会議案の関係資料、取締役会議事録の閲覧が可能となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

イ 会社の機関の基本説明

取締役会
平成27年6月26日現在、取締役会は取締役9名(うち、社外取締役1名)で構成され、原則として毎月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。平成27年3月期は18回の取締役会を開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。
なお、取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期は一年としております。

監査役会
当社は監査役会制度を採用しております。平成27年6月26日現在、監査役会は監査役4名(うち、社外監査役3名)で構成され、取締役の業務執行状況を客観的な立場から監査するため、監査役は取締役会やその他重要な会議に出席し、業務執行に対する監査が有効に行われるよう努めております。

取締役、監査役の定数
当社の取締役は11名以内、監査役は5名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任決議
当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらない旨を定款で定めております。

監査役の選任決議
当社は、監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件
当社は、株主総会の特別決議事項について、株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

ロ 内部統制システムの整備の状況
当社は、公正で効率的な業務運営を行い、投資家の信頼を維持し、適正な財務報告を確保するために「内部統制規程」を策定しております。その項目は下記のとおりです。

(a)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス基本規程を制定し、法令等の遵守に基づく公正な経営を行うことを規定するとともに、コンプライアンス委員会の活動を推進し、コンプライアンスを確保しております。
取締役会は、原則として1ヶ月に1度、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督しております。
業務執行については、職務権限規程に責任者及びその責任、権限を定め、業務を執行させるとともに、内部監査室を設け、業務の運営状況を把握し、その適正性を確保しております。
さらに、内部通報に係る規程を制定し、法令違反等に関する従業員からの内部通報窓口を設置しております。
また、インサイダー取引については、内部者取引に係る規程により防止しております。

(b)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報は、保存文書の取扱に係る規程により、文書又は電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、適切に保管を行っております。
また、文書等は、保存媒体に応じ、適切かつ検索性の高い状態で保存しております。
取締役及び監査役は、必要ある場合に上記文書等を閲覧することができるものとしております。

(c)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理に関しては、リスク管理基本規程を制定し、リスク管理の最高責任者を代表取締役社長とすると同時に、リスク管理委員会を設置しリスク管理を効果的かつ効率的に実施しております。リスク管理委員会の議事内容は、適宜取締役会に報告するものとしております。
また、既往のリスク管理のために設置された各種委員会は、リスク管理委員会と緊密に連携するものとしております。

(d)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、経営目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のための具体的施策及び職務分掌に基づいた効率的な達成の方法を策定し、業務を執行しております。
情報システムを活用し、目標及び業務遂行状況をレビューし、業務の効率化を実現しております。
業務執行については、職務権限規程に責任者及びその責任・権限を定めております。
また、諸規程に基づき業務が執行されていることを内部監査室が監査し、内部統制システムの有効性を継続的に確認しております。

(e)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス基本規程を制定し、法令等の遵守に基づく公正な経営を行うことを規定するとともに、コンプライアンス委員会の活動を推進し、コンプライアンスを確保しております。
業務執行については、職務権限規程に責任者及びその責任、権限を定め、業務を執行させるとともに、内部監査室を設け、業務の運営状況を把握し、その適正性を確保しております。
さらに、内部通報に係る規程を制定し、法令違反等に関する従業員からの内部通報窓口を設置しております。
また、インサイダー取引については、内部者取引に係る規程により防止しております。

(f)当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、企業集団における業務の適正を確保するため、職務権限規程、関係会社の管理に係る規程に基づき、子会社等の管理を行っております。

(g)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、内部監査室に所属する使用人が監査役の職務補助を行うこととしております。

(h)監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
内部監査室の使用人が監査役の職務の補助を行う場合、内部監査業務に特に支障のない限り、補助職務を行う期間において当該使用人は、取締役及び内部監査室の上長の指揮命令を受けないこととしております。
内部監査室の人事異動については、事前に監査役会の同意を得ることとしております。
内部監査室に所属する使用人を懲戒に処す場合、あらかじめ監査役会の承認を得ることとしております。

(i)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、以下に定める事項を監査役に報告しなければならないこととしております。
1) 監査役が出席する会議の議事録及び付議資料
2) 社内稟議書及び各種委員会議事録
3)当社の経営、財務、事業の遂行の状況
4) 内部監査室が実施した内部監査の結果及び内部統制システムの状況
5) リスク及びリスク管理の状況
6)コンプライアンスの状況(事故・不正・苦情・トラブル)
7)会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実
8) 取締役の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実
9) 内部通報制度に基づき通報された事実
10) 当局検査・外部監査の結果
11) 重要な会計方針の変更・会計基準等の制定・改廃
12) 業務及び業務見込の発表内容、重要開示書類の内容

(j)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識及び理解し、可能な範囲において監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備することとしております。

(k)反社会的勢力排除に向けた体制
当社及び当社グループ会社は、暴力団排除条例に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な発展を阻害する反社会的勢力に対しては、断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶します。「反社会的勢力対応基本規程」を制定し、社内への周知徹底と実行力のある体制整備の維持・向上に取り組みます。

ハ 内部監査及び監査役監査の状況
経営の監視機能として、監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか、本社、営業所及び連結子会社に赴き、会計監査及び業務監査を実施しております。
なお、小野慎一監査役は、公認会計士・税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。小西理文監査役は、金融機関で勤務した経験を有し、金融機関を通じて培った知識を有するものであります。また、小林正啓監査役は、弁護士であり法律の実務家として知識や経験を有するものであります。
また、社長直轄の機関として内部監査室(提出日現在1名体制)を設け、監査計画に従い、本社、営業所及び連結子会社について内部監査を実施し、業務執行状況のチェックを行っております。
なお、会計監査につきましては会計監査人の監査を受けるとともに、適宜指導を受けております。
監査役会、内部監査室及び会計監査人は必要に応じ、相互に情報及び意見の交換を行い、連携を強め、監査の質の向上を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社において、上記の体制は有効に機能していると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会開催日の3週間以上前に発送
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる行使方法を採用

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、IRカレンダー、中期経営計画などの情報を掲載しております。 http://www.takisawa.co.jp/	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンスの手引」（平成24年4月1日改訂）において、企業行動規範として、適時、適切な情報開示を行い、株主、債権者はもとより広く社会とのコミュニケーションを行う旨規定している。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備の状況
当社は、公正で効率的な業務運営を行い、投資家の信頼を維持し、適正な財務報告を確保するために「内部統制規程」を策定しております。その項目は下記のとおりです。

(a)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス基本規程を制定し、法令等の遵守に基づく公正な経営を行うことを規定するとともに、コンプライアンス委員会の活動を推進し、コンプライアンスを確保しております。
取締役会は、原則として1ヶ月に1度、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督しております。
業務執行については、職務権限規程に責任者及びその責任、権限を定め、業務を執行させるとともに、内部監査室を設け、業務の運営状況を把握し、その適正性を確保しております。
さらに、内部通報に係る規程を制定し、法令違反等に関する従業員からの内部通報窓口を設置しております。
また、インサイダー取引については、内部者取引に係る規程により防止しております。

(b)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報は、保存文書の取扱に係る規程により、文書又は電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、適切に保管を行っております。
また、文書等は、保存媒体に応じ、適切かつ検索性の高い状態で保存しております。
取締役及び監査役は、必要ある場合に上記文書等を閲覧することができるものとしております。

(c)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理に関しては、リスク管理基本規程を制定し、リスク管理の最高責任者を代表取締役社長とすると同時に、リスク管理委員会を設置しリスク管理を効果的かつ効率的に実施しております。リスク管理委員会の議事内容は、適宜取締役会に報告するものとしております。
また、既往のリスク管理のために設置された各種委員会は、リスク管理委員会と緊密に連携するものとしております。
(d)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、経営目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のための具体的施策及び職務分掌に基づいた効率的な達成の方法を策定し、業務を執行しております。
情報システムを活用し、目標及び業務遂行状況をレビューし、業務の効率化を実現しております。
業務執行については、職務権限規程に責任者及びその責任・権限を定めております。
また、諸規程に基づき業務が執行されていることを内部監査室が監査し、内部統制システムの有効性を継続的に確認しております。

(e)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス基本規程を制定し、法令等の遵守に基づく公正な経営を行うことを規定するとともに、コンプライアンス委員会の活動を推進し、コンプライアンスを確保しております。
業務執行については、職務権限規程に責任者及びその責任、権限を定め、業務を執行させるとともに、内部監査室を設け、業務の運営状況を把握し、その適正性を確保しております。
さらに、内部通報に係る規程を制定し、法令違反等に関する従業員からの内部通報窓口を設置しております。
また、インサイダー取引については、内部者取引に係る規程により防止しております。

(f)当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、企業集団における業務の適正を確保するため、職務権限規程、関係会社の管理に係る規程に基づき、子会社等の管理を行っております。
(g)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、内部監査室に所属する使用人が監査役の職務補助を行うこととしております。

(h)監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
内部監査室の使用人が監査役の職務の補助を行う場合、内部監査業務に特に支障のない限り、補助職務を行う期間において当該使用人は、取締役及び内部監査室の上長の指揮命令を受けないこととしております。
内部監査室の人事異動については、事前に監査役会の同意を得ることとしております。
内部監査室に所属する使用人を懲戒に処す場合、あらかじめ監査役会の承認を得ることとしております。

(i)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、以下に定める事項を監査役に報告しなければならないこととしております。
1 監査役が出席する会議の議事録及び付議資料
2 社内稟議書及び各種委員会議事録
3 当社の経営、財務、事業の遂行の状況
4 内部監査室が実施した内部監査の結果及び内部統制システムの状況
5 リスク及びリスク管理の状況
6 コンプライアンスの状況(事故・不正・苦情・トラブル)
7 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実
8 取締役の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実
9 内部通報制度に基づき通報された事実
10 当局検査・外部監査の結果
11 重要な会計方針の変更・会計基準等の制定・改廃
12 業務及び業務見込の発表内容、重要開示書類の内容
(j)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識及び理解し、可能な範囲において監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備することとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
(1)当社の行動規範、社内規程等に反社会的勢力に対する基本姿勢を明記し、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
(2)反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係をもたず、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶することとしております。

2. 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
(1)当社は、岡山県企業防衛対策協議会及び財団法人　岡山県暴力追放運動推進センターに加入し、反社会的勢力に関する情報の収集に努めております。
(2)「反社会的勢力対応基本規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組んでおります。
(3)「反社会的勢力対応基本規程」に「反社会的勢力に対する基本姿勢」ついて明文化し、全社員の行動指針としております。
(4)取引先等については、「反社会的勢力対応基本規程実施要領書」に基づき、反社会的勢力との関係に関して確認を行っております。
(5)株主の反社会的勢力チェックにつきましては、株主名簿管理人であります三井住友信託銀行が調査を実施しており、当社に連絡していただいております。
(6)役員、従業員の反社会的勢力チェックにつきましては、毎年、コンプライアンス自己チェック表により確認しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成27年6月26日開催の第85回定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」(以下「本対応方針」といいます。)の継続を決議しております。

本対応方針は、当社が発行者である株券等について、(1)特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為、また、(2) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(以下「大規模買付行為」と総称します。)を対象とします。これらの買付等が行われた際、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものです。

また、上記基本方針に反し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する大規模買付行為を新株予約権無償割当て等を利用することにより阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、当該大規模買付行為を行おうとする者(以下「大規模買付者」といいます。)には、買付内容等の検討に必要な情報及び本対応方針に定める事前情報提供に関するルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を遵守する旨の誓約を含む意向表明書の提出を求めます。当社は、意向表明書の受領後10営業日以内に、株主の皆様のご判断及び取締役会としての見解形成のために必要な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)のリストを大規模買付者に交付し、当該大規模買付情報のリストに従い、当社取締役会に対し、大規模買付情報の提供を求めます。その後、当社取締役会は、外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に検討・評価し、当社取締役会としての見解を慎重にとりまとめて公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件変更について交渉し、株主の皆様に取締役会としての代替案の提案を行うこともあります。

大規模買付ルールが遵守されない場合や当該大規模買付行為が明らかに当社の企業価値を毀損し株主共同の利益を害するものと当社取締役会が判断した場合は、当社株主共同の利益を守るために、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款により認められる対抗措置をとることがあります。
当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討したうえで当社取締役会に対し対抗措置発動の是非の勧告を行うものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動又は不発動について判断を行うものとします。
具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等の行使条件等を定めます。本対応方針の有効期間は、平成30年6月開催予定の定時株主総会終結の時までです。

なお、定時株主総会により承認された後においても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主価値向上の観点から、その時点での法令等を踏まえ、その内容の変更・廃止を含め、本対応方針を随時見直し、株主総会への付議を検討していく所存です。

本対応方針導入後、新株予約権無償割当て等の対抗措置が実施されていない場合には株主の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、対抗措置が発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります(但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。)。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

適時開示手続き

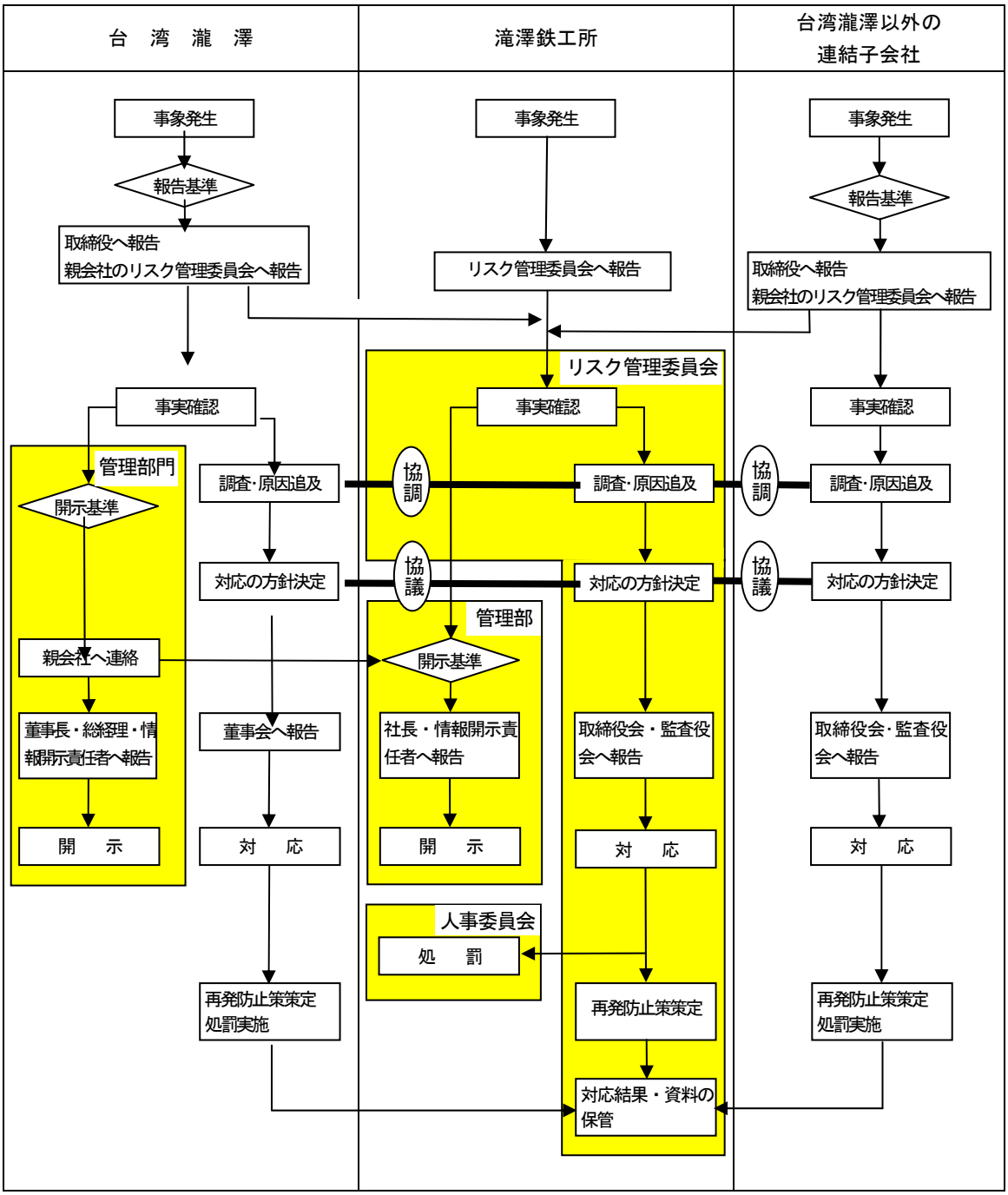
台　湾　瀧　澤
滝澤鉄工所
台湾瀧澤以外の
連結子会社
事象発生
報告基準
取締役へ報告
親会社のリスク管理委員会へ報告
事象発生
リスク管理委員会へ報告
事象発生
報告基準
取締役へ報告
親会社のリスク管理委員会へ報告
リスク管理委員会
事実確認
事実確認
事実確認
管理部門
開示基準
調査･原因追及
協調
調査･原因追及
協調
調査･原因追及
対応の方針決定
協議
対応の方針決定
協議
対応の方針決定
管理部
親会社へ連絡
開示基準
董事長・総経理・情報開示責任者へ報告
董事会へ報告
社長・情報開示責任者へ報告
取締役会・監査役会へ報告
取締役会･監査役会へ報告
開　示
対　応
開　示
対　応
対　応
人事委員会
処　罰
再発防止策策定
処罰実施
再発防止策策定
再発防止策策定
処罰実施
対応結果・資料の保管

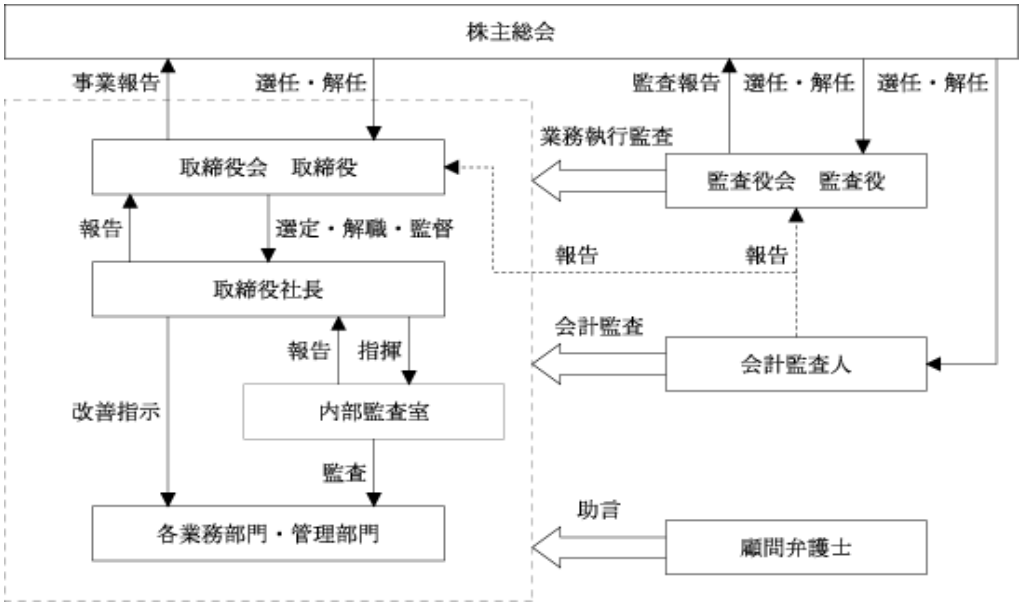
株主総会
事業報告
選任・解任
監査報告
選任・解任
選任・解任
業務執行監査
取締役会　取締役
監査役会　監査役
報告
選定・解職・監督
報告
報告
取締役社長
会計監査
報告
指揮
会計監査人
改善指示
内部監査室
監査
助言
各業務部門・管理部門
顧問弁護士